

平成 31 年度「一般公募団体助成事業」（二次募集）実施要項

1 趣 旨

社会福祉法人岩手県共同募金会一関市共同募金委員会（以下「本会」という）は、地域で身近な福祉課題に取り組んでいる団体または住民に向けた福祉サービスを行う団体が自ら企画・実施する事業に係る助成を行い、活動の活性化を図ることで、団体の自立や発展を促進し、住民参加による地域の支え合い活動を推進することを目的とする。

2 助成対象団体

一関市内で、住民の福祉向上等を目的に活動している任意のボランティア団体、自治会・町内会等の住民グループを対象とします。

- ① 民間団体・グループであり、共同募金の趣旨を理解し、運動に積極的に参加、推進する団体。（住民 5 名以上で構成されていること）
- ② 将来にわたる継続的な活動の見込があること。
- ③ 営利を目的としていないこと。
- ④ 団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと、また、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。
- ⑤ 令和元年度に同一の内容で他の助成事業へ決定または内定していないこと。

3 助成対象活動

① 事業実施年度

令和元年度（平成 31 年 4 月から翌年 3 月）

② 活動内容

地域の支え合い活動を推進するため、幼児・児童、高齢者、障がい児・者、その他の住民等を対象として行う事業及び活動

【対象となる活動内容】

区 分	活 動 事 例
生活支援活動	見守り・訪問活動、地域情報誌作成・配布事業、子どもの学習支援、除排雪支援、高齢者等の買い物支援、活動に必要な備品整備
コミュニティ活動	住民が参加する地域活動、住民座談会、高齢者と子どもの交流、文化講演会・研修会の開催、慰問活動、季節の行事開催
サロン活動	健康運動の活動支援、健康相談事業、介護予防支援、趣味・生きがいづくり支援

【対象外となる活動】

- ア 公的機関等から受託、補助等の助成を受け、従来から取り組まれている事業への繰り替え等
- イ 慰安目的の旅行、被災地での視察や研修、買い物を目的とした事業
- ウ 商店街や農産業等の営利または産業振興等を目的とした活動、スポーツ振興事業、環境整備事業
- エ スポーツ少年団や学童クラブ及びそれら団体に準じる活動
- オ 同一のメンバーによる団体名義を変更しただけの活動

- カ 施設の維持に関する経費・備品の整備や購入を主目的としているもの
- キ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動、それに準じる活動
- ク 家族や親類のみで行う活動、友人、知人、親類同士のための旅行

4 助成対象経費

事業活動に直接要する次の経費を助成対象とします。

【助成対象となる経費】

消耗品・備品購入費、会議費、研修費、外部講師謝金、通信費、水道光熱費、印刷費、サロン等の食材費、交通費、ガソリン代、ボランティア保険料等

【対象経費の例】

項 目	例 示	備 考
消耗品・備品費	消耗品・文房具代、テキスト・書籍代、作業用具代、材料代、ポット・食器等活動に使用する備品代	実費相当分
食材費等	食材費	実費相当分
印刷費	チラシ等印刷代、コピー使用料	実施相当分
通信費	切手代、送料	電話代、FAX通信料等は除く実費相当分
水道光熱費	電気代、水道代、ガス代、灯油代	実費相当分
運搬費	車両レンタル代・バス借上料及びそれら車両の燃料代、高速料	バス等の借上に係る運転業務代（外部委託）も費用に含む
交通費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代	スタッフ・ボランティア交通費 講師旅費
研修会・会議費	会場借上料・使用料、外部講師謝金 ※イベント出演者への謝金は対象外	会場借上料・使用料 講師謝金
保険料 (指定の保険)	全国社会福祉協議会ボランティア活動保険・行事用保険	保険料相当分

※保険の加入については、最寄の一関市社会福祉協議会各支部にご照会ください。

【助成対象とならない経費の例】

- ア 団体のスタッフ・ボランティアの総会、会議、打合せ、反省会等の際の飲食代
- イ 酒類購入代
- ウ 個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代は除く）
- エ 当該活動と関係が明確でないガソリン等の経費
- オ 名刺作成費、活動拠点事務所経費等の通常団体運営経費
- カ 個人所有に属することになる配布を目的とした物品の購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代等
- キ 領収書の発行元が応募団体のものの経費、個人名義領収書の経費（講師謝金での講師個人名義領収書の場合を除く）
- ク 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料（自然災害等予期せぬ場合を除く）
- ケ チャリティイベントの開催経費

5 選考にあたって重視する点

- ① 単に備品を整備することが目的ではなく、共同募金の趣旨に沿う住民同士の助け合いを促進する活動や仕組みづくりであるか。
- ② さまざまな人たちの参加と協力が得られており、住民参加による地域の支え合い活動が行われているか。
- ③ 事業目的、計画、予算の内容が明確になっており、事業の成果が期待できるかどうか。
- ④ 団体運営・活動スタッフの体制において、事業の実施が十分可能であること。
- ⑤ 団体代表と事務局及び会計担当が決まっており、活動実施・報告する体制があるか。

6 助成額

- ① 助成額
対象経費の総額の範囲内で1団体5万円以内とする（千円未満切捨て）。
- ② 助成総額
23万5千円

7 応募方法

応募書(様式1)の記入について

- ① 応募書、事業実施予算書に活動内容や必要性がわかるように記入してください。応募内容により、追加書類の提出を求めることがあります。
- ② 振込口座は、応募団体名義の口座または団体に属する本助成専用の個人名義口座を記入してください。本助成専用ではない個人名義口座への送金及び現金での助成は行いません。
- ③ 申請団体所在地の最寄の本会地区事務所に応募書を持参し、団体概要、活動内容を説明の上、書類をご提出ください。

8 申請受付期間

令和元年8月7日（水）～令和元年10月9日（水）必着

9 審査・決定

本会審査委員会（申請団体の出席と説明を求める場合がある）による審査を経て、岩手県共同募金会で決定する。

10 助成金の交付

- ① 助成決定後、応募書に記載した預貯金口座へ送金するものとする。
- ② 単年度の助成とする。

11 事業内容の変更

助成決定後にやむを得ず事業内容を変更する必要がある場合は、申請団体所在地の最寄の本会地区事務所に連絡し、必要に応じて「事業変更申請書(様式3)」を本会に提出する。

事業の実施について本会の承認を受けなければならない。

12 助成の取消し

次に該当する場合は、助成が取消しとなる。なお、このとき既に交付した助成金がある場合は、全額を本会へ返還しなければならない。

- (1) 偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
- (2) 助成金を指定された使途以外に使用した場合
- (3) 助成金により整備した備品等を恒常的に目的外に使用した場合
- (4) 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合
- (5) 事業実施年度内に事業を実施しなかった場合（決定前に事業に着手した場合を含む）
- (6) その他本会が不適当と認めた場合

13 共同募金助成事業の広報

- (1) 助成金による事業を開催する場合は、事業への参加者に「共同募金による助成事業」であることを周知すること。また、配布物に「共同募金による助成事業」であることを付すること。
- (2) 助成金で購入した備品等には必ず「共同募金標識シール」を貼付すること。
- (3) 助成事業決定後、本会の助成事業であることを回覧板や会報、団体ホームページ及び新聞などへの掲載により、積極的に地域住民へ周知すること。

14 精算報告

事業完了後 1 ヶ月以内に「精算報告書（様式 2）」に次の書類を添付して、申請団体所在地の最寄の本会地区事務所に提出してください。

なお、助成金に残金が生じた場合及び助成対象とならない経費は、本会に返金していただきます。

【精算報告書に添付する書類】

下記の①から③を必ず添付してください。なお、書類に不備がある場合や未提出の場合は、事業の実施、経費支出が確認できないことから、助成金の返還を求める場合があります。

①支出内容を記載したシート及び領収書の写し

領収書の宛名は団体名と一致するようにしてください。（個人名義の領収書不可）なお、高速料金を ETC で支払った場合など、どうしても団体名での領収書がとれないものについてのみ例外を認めます。

②活動状況を写した写真

③助成事業であることを記載した実施事業による広報紙、参加案内チラシ、印刷物等

15 書類提出先及び問合せ先

申請団体所在地の最寄りの本会地区事務所へ書類提出及び問合せ願います。

- | | | |
|-----|---------------------------------|-------------|
| (1) | 一関地区事務所（一関市社会福祉協議会一関支部内） | |
| | 〒021-0877 一関市城内 1 番 36 号 | TEL 23-6020 |
| (2) | 花泉地区事務所（一関市社会福祉協議会花泉支部内） | |
| | 〒029-3103 一関市花泉町老松字水沢 193 番地 1 | TEL 82-4002 |
| (3) | 大東地区事務所（一関市社会福祉協議会大東支部内） | |
| | 〒029-0521 一関市大東町渋民字大洞地 55 番地 8 | TEL 71-1177 |
| (4) | 千厩地区事務所（一関市社会福祉協議会千厩支部内） | |
| | 〒029-0803 一関市千厩町千厩字町浦 97 番地 1 | TEL 53-2885 |
| (5) | 東山地区事務所（一関市社会福祉協議会東山支部内） | |
| | 〒029-0302 一関市東山町長坂字西本町 139 番地 1 | TEL 47-3238 |
| (6) | 室根地区事務所（一関市社会福祉協議会室根支部内） | |
| | 〒029-1201 一関市室根町折壁字八幡沖 116 番地 | TEL 64-3983 |
| (7) | 川崎地区事務所（一関市社会福祉協議会川崎支部内） | |
| | 〒029-0202 一関市川崎町薄衣字諏訪前 137 番地 | TEL 43-4323 |
| (8) | 藤沢地区事務所（一関市社会福祉協議会藤沢支部内） | |
| | 〒029-3405 一関市藤沢町藤沢字町裏 55 番地 | TEL 63-5122 |

社会福祉法人岩手県共同募金会一関市共同募金委員会 〒021-0877 一関市城内 1 番 36 号（一関市総合福祉センター内） TEL 0191-23-6020 FAX 0191-23-6024
